

議案第七号

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の分限に関する条例（昭和二十六年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

前文中「及び第二十八条第三項、第四項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に、「基き」を「基づき」に改める。

第一条中「の事由」を「及び降給の事由」に、「および休職」を「、休職及び降給」に、「および効果ならびに」を「及び効果並びに」に改める。

第二条の見出し中「休職」を「休職及び降給」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができ  
る。

第三条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第一項中「できる場合」の下に「又は前条第二項の規定により職員を降給することができる場合」を、「明らかな場合」の下に「であつて、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」を加え、同条第四項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第五項中「前条」を「前条第一項」に、「基づき、」を「より」に、「手続き」を「手続」に改める。

第四条第三項中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第六条に見出しとして「（復職）」を付し、同条第一項中「および」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条の見出し中「条例実施」を「条例の実施」に改め、同条中「条例実施」を「条例の実施」に、「人事委員会」を「特別区人事委員会」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「禁こ」を「禁錮」に、「かかる」を「係る」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（降給の効果）

第七条 第二条第二項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より三号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位三号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。

付 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の分限に関する条例第二条第二項及び第七条の規定は、平成二十八年四月一日以後の職員の行為に係る降給について適用する。

(説 明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正を踏まえ、降給制度を導入するために必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。